

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2019年6月28日

各位

54金融機関にて無配当外国為替連動型終身保険(積立利率更改・通貨選択V型) ～販売名称『生涯プレミアムワールド5』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:板坂 雅文)は、2019年7月1日より、54金融機関にて『無配当外国為替連動型終身保険(積立利率更改・通貨選択V型)～販売名称「生涯プレミアムワールド5」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「生涯プレミアムワールド5」は、「ご自身でつかうお金」と「ご家族にのこすお金」を、海外の金利と為替を活用して準備できる一時払終身保険です。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当外国為替連動型終身保険(積立利率更改・通貨選択V型)
販売名称『生涯プレミアムワールド5』

2. 販売開始日

2019年7月1日

【無配当外国為替連動型終身保険(積立利率更改・通貨選択V型)の販売金融機関】(五十音順にて記載)

愛知銀行	あおぞら銀行	青森銀行	池田泉州銀行	大分銀行
香川銀行	関西みらい銀行	北日本銀行	京都銀行	京都中央信用金庫
きらやか銀行	熊本銀行	群馬銀行	高知銀行	埼玉縣信用金庫
埼玉りそな銀行	佐賀銀行	山陰合同銀行	滋賀銀行	静岡銀行
静岡中央銀行	清水銀行	十八銀行	十六銀行	常陽銀行
親和銀行	仙台銀行	大光銀行	第三銀行	第四銀行
大正銀行	大東銀行	千葉興業銀行	中京銀行	中国銀行
東京スター銀行	東邦銀行	徳島銀行	鳥取銀行	長崎銀行
名古屋銀行	南都銀行	西日本シティ銀行	百五銀行	福井銀行
福岡銀行	福岡中央銀行	北洋銀行	三重銀行	みちのく銀行
三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行	武蔵野銀行	りそな銀行	

合計 54 金融機関

※ 上記は 2019 年 7 月 1 日時点での販売金融機関を掲載しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話: 03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 「生涯プレミアムワールド5」の主な特徴

Point 1 多様化するお客さまニーズにあわせたコースを設定。

- ご自身で“つかう”お金は、お客さまのご希望や目的にあわせて、以下の2つのコースからお選びいただけます。ニーズに合わせた受取方法で、追加額を使えます。

いつでも払出可能 積立コース	毎年の追加額を累積追加額に加算しつつ、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 累積追加額は、いつでもその全部を払い出すことができます。
定期的にお受取 定期支払コース	毎年、定期支払金額（追加額）を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保していくコースです。 定期支払金額は、毎年、ご契約の際に指定された口座に自動的に振り込まれます。

Point 2 特約により、あんしんの機能もお選びいただけます。

特約をプラス 保険金最低保証特約 死亡保険金を円で確保

- 「保険金最低保証特約」を付加することで、ご契約日から一定期間、死亡保険金は一時払保険料と同額が円で最低保証されますので、万一の場合は、ご家族に安心してのこすことができます。
- 最低保証期間は、ご契約年齢によって異なります。

特約をプラス 目標値到達時終身保険移行特約 目標値に到達した場合、基本保険金額の100%以上を円で確保

- 「目標値到達時終身保険移行特約」の付加により、追加額または定期支払金額を受け取りつつ、目標値到達により以後の死亡保険金額・解約払戻金額を円で確保することが可能です。

目標値は100% から選択可能	<ul style="list-style-type: none"> ・積立コース、定期支払コースのいずれにも目標値を設定できます。目標値は、ご契約時に基本保険金額の100%・105%・110%より選択いただけます。 ・目標値の到達は、契約日から1年経過以後、毎営業日判定します。 ・追加額・定期支払金額は、目標値に到達するまでお受取いただけます。
円で確保	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値に到達した場合、自動的に海外金利から国内金利を活用した終身保険に移行するため、死亡保険金額・解約払戻金額は円で確定します。 ・円で確定させることで、あらかじめ指定した受取人に、減らさずにのこすことができるので安心です。

特約をプラス 介護年金支払移行特約 要介護1以上に認定された場合、介護年金を受け取ることもできます

- 「介護年金支払移行特約」の付加により、公的介護保険制度「要介護1以上」に認定された場合、解約払戻金をもとに、死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたりお受取いただくことも可能です。
- 指定代理請求特約の付加により、介護年金の受取人である被保険者が介護年金をご請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合、指定代理請求人が介護年金（一括受取も可）をご請求いただくことも可能です。

Point 3 契約時に為替手数料・初期費用のご負担がありません。

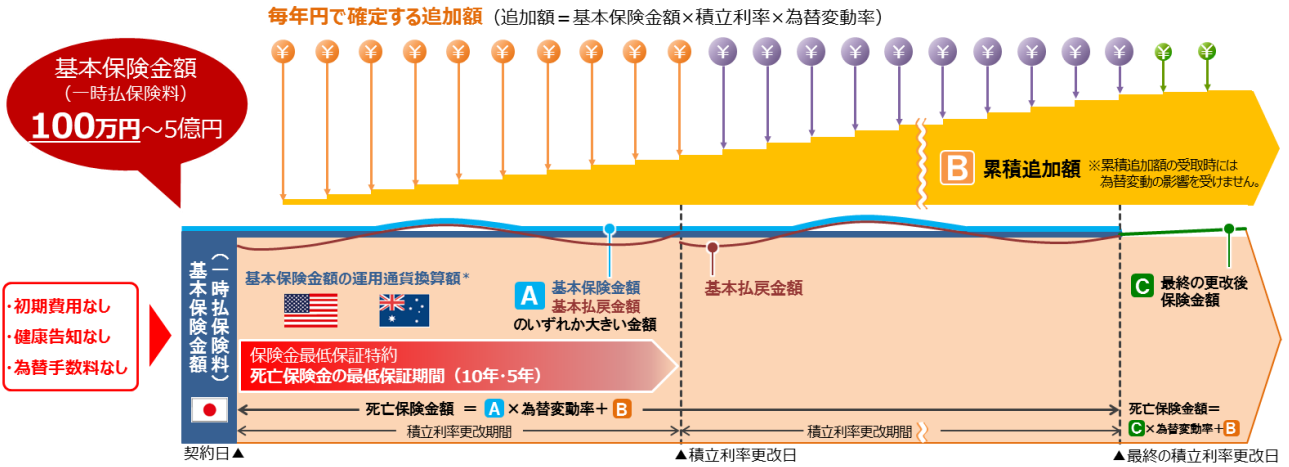
- 契約時にお客さまにご負担いただく初期費用はありません。
なお、契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。

仕組図 (イメージ)

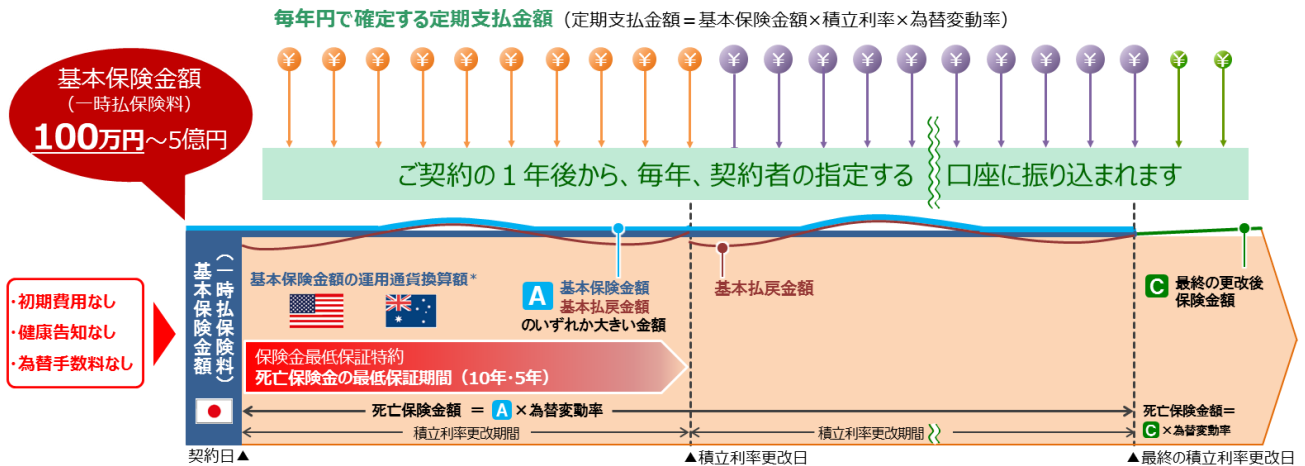
仕組図 (イメージ) は、為替変動率が保険期間を通じて100%であるものと仮定して記載しています。また、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

【例：為替変動率 (100%) = 連動日の為替レート (100円) / 契約日の為替レート (100円)】

<積立コース>



<定期支払コース>



* 基本保険金額の運用通貨換算額は、基本保険金額を契約日の為替レートで運用通貨に換算した金額となります。

<保険金最低保証特約>

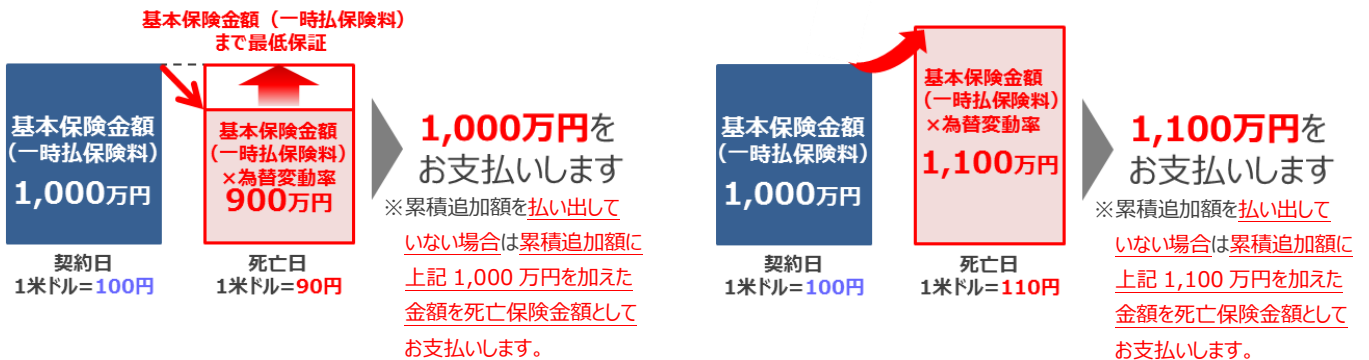
この特約を付加することにより、ご契約時から一定期間、死亡保険金を円で最低保証することができます。

ご契約時の被保険者の満年齢	最低保証期間
40歳～79歳	10年
80歳～90歳	5年

死亡日の為替レートが契約日より円高となれば死亡保険金は減少し、円安となれば増加する傾向があります。死亡時の為替レートが契約日より円高になった場合でも、「基本保険金額 (一時払保険料) × 為替変動率」が基本保険金額を下回らないように最低保証します。

(例) 死亡日の為替レートが契約日より円高の場合

(例) 死亡日の為替レートが契約日より円安の場合



※ 外貨支払特約を同時付加した場合、最低保証期間中は死亡保険金を円貨でお支払いします。最低保証期間後は外貨でお支払いします。
※ 保険金最低保証特約を付加すると、ご契約時の積立利率は付加しない場合より低くなります。

II 「生涯プレミアムワールド5」の取扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40歳～90歳		
運用通貨	豪ドル	米ドル	
基本保険金額(一時払保険料)	100万円～5億円(1,000円単位) ^{*1}		
外貨払込金額 (保険料外貨入金特約を付加した場合)	最低	1万豪ドル(1豪ドル単位)	1万米ドル(1米ドル単位)
	最高	5億円 ^{*1、*2}	
保険料払込方法	一時払		
保険期間	終身		
積立利率の設定時期	毎月2回(1日・16日)		
対象となる指標金利	運用通貨	契約日から最終の積立利率更改日の前日	最終の積立利率更改日以後
	豪ドル	オーストラリア国債10年利回り	オーストラリア国債5年利回り
	米ドル	アメリカ合衆国国債10年利回り	アメリカ合衆国国債5年利回り
積立利率更改期間と積立利率更改日 ^{*3}	運用通貨	積立利率更改期間	積立利率更改日 ^{*3}
	豪ドル	20年間	契約日から20年間ごとの年単位の契約応当日
	米ドル	10年間	契約日から10年間ごとの年単位の契約応当日
追加額	毎年の契約応当日前日の基本保険金額 × 積立利率 × 為替変動率		
適用される積立利率	契約日から最初の積立利率更改日の前日まで	契約日の積立利率	
	最初の積立利率更改日以後	直前の積立利率更改日の積立利率	
累積追加額 ^{*4}	毎年の契約応当日に加算される追加額および契約日または直前の積立利率更改日における当社所定の率を用いて経過年月数により計算した額		
死亡保険金額	契約日から最終の積立利率更改日の前日まで	基本保険金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額 × 為替変動率 + 累積追加額 ^{*4}	
	最終の積立利率更改日以後	最終の更改後保険金額 × 為替変動率 + 累積追加額 ^{*4}	
最終の更改後保険金額	基本保険金額に年率0.1%の利率を適用して、経過年月日数により計算した額		
解約払戻金額	基本払戻金額 × 為替変動率 + 累積追加額 ^{*4}		
基本払戻金額	契約日から最終の積立利率更改日の前日まで	基本保険金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)	
	最終の積立利率更改日以後	基本保険金額と同額	
為替変動率	$\frac{\text{連動日の対象となる為替レート}}{\text{契約日の対象となる為替レート}} \times 100 (\%)$		
対象となる為替レート	当社所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値(TTM)		
連動日	追加額	毎年の契約応当日の前日	
	死亡保険金額	被保険者の死亡日	
	解約払戻金額	解約日・減額日	
付加できる特約	定期支払特約、目標値到達時終身保険移行特約、保険金最低保証特約、介護年金支払移行特約、外貨支払特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約、保険料外貨入金特約 ※外貨支払特約と年金支払移行特約(I型)または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。		
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)の対象商品		

*1 同一の被保険者について、この保険(既に参加されているこの保険を含みます)と当社所定の他の保険を通算して5億円を超えることはできません。

*2 外貨払込金額(1豪ドル・1米ドル単位)を受領日における当社所定の為替レートで円貨に換算した金額となります。

*3 積立利率更改日の被保険者の満年齢が下記の年齢となる場合、その日を最終の積立利率更改日とし、以後の積立利率更改期間は終身となります。
運用通貨に豪ドルをご選択の場合：91歳以上 運用通貨に米ドルをご選択の場合：101歳以上

*4 定期支払コースの場合、累積追加額は常に0となります。

※ 募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																										
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。																										
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」、「保険金最低保証特約を付加した場合の費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。																										
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>経過年数</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 2年未満</td> <td>2年以上 3年未満</td> <td>3年以上 4年未満</td> <td>4年以上 5年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>6.0%</td> <td>5.4%</td> <td>4.8%</td> <td>4.2%</td> <td>3.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>経過年数</td> <td>5年以上 6年未満</td> <td>6年以上 7年未満</td> <td>7年以上 8年未満</td> <td>8年以上 9年未満</td> <td>9年以上 10年未満</td> <td>10年以上</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.0%</td> <td>2.4%</td> <td>1.8%</td> <td>1.2%</td> <td>0.6%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0.0%
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満																							
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%																							
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上																						
解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0.0%																						
保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合	外貨の取扱に必要な費用	保険料のお払込や保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。 また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。																										
年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*）																										

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。
なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

■ 死亡保険金額・解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります。

- この保険は、対象となる指標金利および為替レートに応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 死亡保険金額は対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利、為替レートの変動および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額は、為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「確定保険金額」を「累積追加額」として、「連動通貨」を「運用通貨」として記載しております。

※本資料では追加額を累積追加額に加算するご契約を「積立コース」、定期支払特約を付加して定期支払金額を毎年お受取いただくご契約を「定期支払コース」として記載しております。